

令和7年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和7年6月16日(月曜日)
午前10時00分 開会

消 防 長 後 藤 博 昭 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 上 村 名 津 美 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 堀 澤 宏 史 君

◎出席議員(14人)

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君
1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いつみ 君
4番 海 鉾 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建二郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久美夫 君
9番 山 上 他美夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

農業委員会会長 畑 雄 二 君
農業委員会事務局長 五十嵐 健太郎 君

監 査 委 員 福 地 英 敏 君
監 査 事 務 局 長 高 橋 修 也 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 松山教宗議員

1番 永森峰生議員

を指名いたします。

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒 君
副 市 長 土 屋 貴 久 君
総 務 部 長 村 上 孝 徳 君
市 民 部 長 児 玉 ゆかり 君
保 健 福 祉 部 長 谷 村 泰 尚 君
経 済 部 長 佐 藤 剛 司 君
都 市 整 備 部 長 莊 司 修 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎 君

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

13番松山教宗君。

●13番松山教宗君 令和7年度第2回定例会において、大綱3点について、市長にお伺いいたします。

大綱1点目は、アルテピアッツァ美唄整備事業についてであります。

一つに、工事予算未計上の理由と判断経緯並びに今後の対応と見通しについて、お伺いします。

アルテピアッツァ美唄整備事業について、アルテピアッツァは言うまでもなく、彫刻家安田侃氏の作品が自然と共鳴する芸術文化空間として、市内外から高く評価されている貴重な公共資源であり、本市の芸術文化の象徴的存在であります。観光資源としての価値も高く、文化、経済両面において地域に寄与しております。こうした中で進められてきたアルテピアッツァ美唄整備事業は、令和6年度にアートスペース改修に向けた実施設計を終えており、令和7年度には本工事に移行する段階にあったと認識しております。しかしながら、当初予算に本工事に関する予算が計上されておらず、市民や関係者からの疑問の声を聞き及んでいるところでもあります。無論、この件に関しては、通常であれば予算議会で議論されるべきものでありますが、予算議会の審議過程において計上されていないとの説明もなく、一切取り上げられてもいなく、また議会としても、ある意味見過ごしてしまっていたことは否めないと考えており、この点について意識しつつ、6月定例会、この場において改めて本件を取り上げ、市民の信頼に応えるべく責務、そして、議会の監視機能としての役割を果たすべく、市の見解と今後の方針について伺うものであります。

そこで一つ目として、工事予算未計上の理由と判断経緯についてであります。前年度に実施設計を完了しているにもかかわらず、な

ぜ本年度早々に本工事に着手しない判断にいたったのか。予算編成段階で、アルテピアッツァ美唄整備事業が見送られた理由は何なのか伺います。

二つに、今後の対応と見通しについてであります。本工事について、本年度中の補正予算での対応や来年度の予算措置について、どのように考えているのか。アルテピアッツァ美唄という文化資産を将来にわたって維持・発展させるために、市はどのように長期的戦略を持っているのか、改めてお伺いしたいと思います。

大綱2点目は、地域経済についてであります。一つに、経済センサスの結果及び市内事業所の概況等についてであります。

近年、全国的に人口減少や高齢化、スマートフォンなどの利用拡大に伴う消費動向の変化などにより、地域経済を取り巻く環境は大きく変化をしております。特に、小規模事業者にとっては、人手不足や経営環境の悪化が課題となっており、廃業が相次ぐ一方で、新たな創業を支える体制の整備も求められております。併せて、コロナ禍でもありましたし、あらゆる行動や外出に制限がかかり、仕事のみならず、経済活動、生活にも非常に影響があったことは記憶に新しいことであります。結果、臨時交付金等が国からもありましたけど、財政施策を行いましたけど、コロナが明けても、本市の経済活動が冷え込み、鈍化していることに、非常に厳しい状況であると危機感を感じております。その経緯もある中、本市におきましては、地域内での経済活動の活性化や、持続可能な産業構造の構築は喫緊の課題であり、現状を的確に把握するためには、

経済センサス等の統計データを活用することが不可欠であるとともに、事業所の開業・廃業の実態を把握し、必要な支援策を検討することは地域の将来を見据える上で、極めて重要なことであると考えております。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目は、令和7年5月末に公表されました令和6年に実施された経済センサスの調査結果を踏まえ、本市における事業所数や従業員数の推移はどのようになっているのか。また、業種別に見た特徴や傾向などがあればお示しいただきたいと思っております。

2点目は、事業所の開業・廃業の実態についてですが、新型コロナウイルスまん延時においては、先ほども申しましたけれども、国では持続化給付金、市においても制度資金融資やびばい経営支援金などを創設をされて、事業継続のために政策を行われていたことは記憶に新しいところでありますが、コロナ禍以降、市内事業所の開業及び廃業の件数について、可能であれば年代別に、また、業種ごとに、その傾向があれば併せてお示しいただきたいと思っております。

3点目は、廃業事業者に対する市の対応と支援体制についてですが、廃業した事業所に対して、市としてその原因や背景について、どのように把握をされているのか。また、廃業後の再チャレンジや事業継承を支援する取組などがあれば、その内容についても伺います。

4点目は、創業・開業支援制度の現状についてですが、創業を促進するために、市が実施している支援制度の利用状況についてもお伺いしたいと思っております。

大綱3点目は、地域医療についてであります。一つに、開院後の市立美唄病院の状況についてであります。

南空知医療圏内を伺うと、岩見沢市においては、総合病院と労災病院が一緒になり建設予定であります。当初予定よりも建築資材や物価高騰と人件費の高騰や人材不足など、社会情勢の大きな変化に伴い、予算が増大しております。病床数の大幅な減少や建物の規模において、縮小化する方向であるということは、新聞報道等でありまして承知しておりますけれども、それに伴い、開院が当初よりも遅れているのかなど印象を受けております。栗山においては、赤十字病院の建替え計画が進められており、自治体病院など地域医療を取り巻く状況は、それぞれに事情があることを理解しつつも、厳しい基調を受けております。本市を見ても、新病院建設、開院に至るまで様々な議論、紆余曲折がありました。新病院建設の賛否ないし有無、また建設費が大き過ぎ、規模感の縮小化など、結果、残念ながら当初の計画は中止に至りました。その後、再計画案が浮上するのが、新たな計画策定中に社会情勢が変化し、建築費の高騰などにより、現在の病院規模となったことは承知しております。結果として、当初予定より新病院開院までに、余計な時間を要してしまったことは、市民の皆様にご迷惑をかけたのではないかと考えております。しかしながら、新病院の建設が始まり、完成し、開院して、既に1年が過ぎました。現在は、市民の命を守る病院、地域医療拠点として、入院、診療、救急などを担っております。本市の65歳以上の高齢化率を見ても、現在44%

を超え、本市の地域医療拠点として医療・福祉・介護など、地域包括ケアシステムの観点においても、また、最後は住み慣れた地元でという場合においても、地域に根差す、市民に応える病院として、順調に進んでいるのではないかと期待するところであります。

そこで一つに、開院後の状況についてであります。新病院開院から1年が経過しましたが、新病院の効果とその間の外来患者数や入院患者数の増減と推移はどうなっているのか。また、外構工事は今年度に完成と見込まれていますが、その状況はどうなっているのかお伺いします。

二つに、医療体制や医療スタッフ等の確保の状況についてであります。まず、新病院開院後の診療体制、救急外来を含めたシフト体制の運用状況や今後の取組について、どのようになっているのか。また、看護師と医療スタッフの人材確保について、充足状況、認定看護師等の育成や資格取得支援など、専門性を高める取組について伺います。そして、医事部門の人材確保は厳しいということも聞いております。その点について、どのような取組を行っているのか伺います。

三つに、病院運営と経営状況についてであります。新病院開院に当たり、条例を制定し、地方公営企業法全部適用となりましたが、全適後の運営上の成果と課題、あるいは病院の経営状況について、どのような現状にあるかも含めて市長にお伺いします。

●市長桜井恒君(登壇) 工事予算未計上の理由と判断経緯並びに今後の対応と見通しについてであります。初めに、工事予算を当初予算に計上しなかった理由と、その判断経緯

について申し上げます。

アルテピアッツァ美唄整備事業については、令和5年度予算の繰越事業として、旧体育館、いわゆるアートスペースの改修に係る実施設計を令和6年度に実施いたしました。その結果、令和6年11月に改修設計メニューが示され、当初の想定を大きく上回る約4億5,000万円の概算工事費が見込まれたところです。事業費の増加は、主に物価高騰などの影響によるものですが、市といたしましては、事業内容の見直しによる費用縮減を最優先に位置付け、関係課による協議を重ねたものの、見直し後も事業費は約4億円となり、縮減幅約5,000万円にとどまったものです。このような状況を踏まえ、財源として想定している新たな財源確保策の検討に注力する必要があると考え、令和7年度当初予算への計上は見送ったものであります。

次に、今後の対応と見通しについてでございます。現在、新たな財源確保策として、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング型の寄附金の獲得に向けて準備を進めているほか、国の「地方経済・生活環境創生交付金」、いわゆる「第2世代交付金」の活用についても検討を行っているところです。クラウドファンディング型のふるさと納税は、寄附者が自らの意思で応援したい事業に直接寄附できる仕組みであり、アルテピアッツァ美唄の魅力や、その向上を目的とした整備であることを分かりやすく伝え、共感を得ることで新たな寄附者を呼び込むことを目指しております。また、第2世代交付金については、観光や農林水産業に資する拠点施設の整備を対象とする「地方創生拠点整備タイプ」に該

当すれば、補助率2分の1の交付を受けられるもので、地方負担分についても起債措置が可能となる制度です。当初は、新たな財源確保の見通しが立った段階で、補正予算での対応も視野に入れておりましたが、改修には約9.5か月の工期を要する前提要件を踏まえた場合、第2世代交付金については「繰越を前提とした事業実施」では採択が難しいことや、採択に向けては将来像や課題設定、K P I（重要業績評価指標）の明確化などが極めて重要であり、入念な準備が必要であるとの認識を新たにしているところであります。そのため、事業スケジュールの観点からも、本年度中に実際に着手することは困難であり、現時点では来年度予算において関連予算を計上する方向で検討を進めているところであります。アルテピアッツァ美唄は、平成4年の開設以来、市と彫刻家、指定管理者が連携して空間の維持に取り組んできた結果、市内外はもとより、海外からも高い評価を受け、本市を代表する文化的魅力の拠点となっております。現在は、美術館としての役割に加え、シンポジウムや音楽イベントなど多目的な活用を視野に入れつつ、老朽化対策や耐震化、防火設備の設置など、大規模な改修を計画的に進めており、改修後も引き続き適切な維持管理に努め、安全で快適な空間の確保を図ってまいります。また、長期的な運営の在り方については、彫刻家・安田侃氏や指定管理者であるN P O法人アルテピアッツァびばいや市民の皆様と意見を交わしながら検討を進めており、美唄富良野線の開通による人の流れの変化を踏まえ、「ゆ〜りん館」や「美唄国設スキー場」、日本遺産に登録された文化財との連携も視野に入

れ、新たな地域拠点の形成に向けた総合的な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域経済についてであります。初めに、令和7年5月に公表された令和6年経済センサス基礎調査によりますと、本市の事業所数は568事業所、従業員数は5,791人となっております。令和3年経済センサス活動調査と比較すると、この3年間で事業所数は322事業所、従業員数は1,357人がそれぞれ減少したところであります。業種別に見た特徴や傾向につきましては、「情報通信業」が1事業所の増、「鉱業、採石業」「電気・ガス・熱供給業」「複合サービス業」の3業種での増減はなかったところでありますが、それ以外の業種は全て減少しており、特に「生活関連サービス業、娯楽業」が最も多い59事業所の減、次いで「卸売業、小売業」が56事業所、「宿泊業、飲食サービス業」が53事業所、減少したところであります。また、従業員数では、全ての業種で減少しており、特に「建設業」が最も多い189人、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が179人、「宿泊業、飲食サービス業」が157人、減少したところであります。なお、この間の美唄市労働基本調査における「設備投資額」を比較すると、令和3年度の6億9,337万円に対し、令和6年度では4億5,326万円となっており、この3年間で2億4,011万円の減少となったところであります。

次に、市内事業所の開業及び廃業につきましては、経済センサス活動調査で公表されておりますが、最新の結果は令和3年となっております。現時点ではコロナ禍以降のデータは把握できていないところであります。なお、市で把握しております開業した事業所につきまし

ては、コロナ禍以降の令和5年度及び令和6年度の中企業等振興補助事業において、支援した件数は、居酒屋や飲食店などが4件、その他が3件となっております。なお、退任した地域おこし協力隊で、現在、開業に向けた準備を進めている方もいると伺っており、市といたしましては、こうした方々への支援にも努めてまいります。

次に、廃業した事業所につきましては、経済センサス活動調査におきまして、数値的には把握しているものの、廃業の具体的な原因や背景は、一元的に把握できておりませんが、それぞれの業種に関連する市の関係部署において、情報の把握や必要な対策などに努めているところであります。また、現在、再チャレンジや事業継承を支援する制度はありませんが、事業継承におきましては、地域の活性化に資することから、今後どのような支援の方法があるのか検討してまいりたいと考えております。

最後に、創業を促進するために市が実施している支援制度の利用状況につきましては、市が策定する「認定創業支援等計画」に基づき、創業時の様々な課題の解決を図るため、市と美唄商工会議所に創業支援の相談窓口を設け、具体的な相談を受けているところであります。また、市と商工会議所が協働で、外部から講師を招き、起業するために必要な税務や経理・営業マーケティング戦略などを教える「創業塾」を開催しており、令和6年度は地域おこし協力隊を含め、22人が参加したところであります。

次に、市立美唄病院開院後の状況についてであります。令和6年5月より開院した新病

院は、外来機能の1階集約や病棟の1フロア化により、患者さんと職員双方にとって分かりやすく効率的な動線を実現したほか、医療機器やリハビリテーション設備の更新、外来案内システムや自動精算機の導入などにより、医療環境全体の質の向上が図られております。こうした工夫や機能の充実は、患者さんからも好評で、「施設が明るく清潔になった」「動線が分かりやすい」といった声をいただいております。開院後、令和6年度の外来・入院患者数につきましては、令和5年度と比較して、入院・外来ともに約2,000人ずつ増加したところであります。診療科別の前年度比率で申し上げますと、入院では内科が26.4%増、外科が22.8%減、外来では内科が11.1%増、整形外科が6.4%増、産婦人科が14.3%増、耳鼻科が19.5%増、眼科が1.8%増となっており、小児科が3.1%減、外科が6%減となっております。外構整備につきましては、年度末までに駐車場整備を完了する予定になっており、より快適な療養環境と利便性が向上するものと考えております。

次に、医療体制・医療スタッフ等確保の状況についてであります。医療従事者の人員不足は全国的な問題となっており、市立美唄病院にとっても非常に重要な課題と認識しております。医師確保につきましては、道内大学医局はもとより医師の派遣を受けている道外医局、国、北海道東京事務所、公益財団法人北海道地域医療振興財団等を訪問し、医師の派遣を依頼するとともに求人に対する情報提供を受けたほか、日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部の事務局を担うなど、様々な人脈を培ってきたところであります。

うした取組により、市立美唄病院においては、昨年度、総合診療医2人を常勤として採用したところであります。また、令和6年4月より、救急医療体制を充実するため、大阪医科薬科大学の救急医学教室からの医師派遣を拡充させ、救急医療体制の強化を図ったところであります。これにより、医師1人当たりの負担が軽減され、質の高い医療提供が可能となる一方、派遣された医師は、大学病院とは異なる環境での幅広い診療経験を積むことができることから、お互いに有益な関係になっております。今後におきましても、こうした繋がりを大切に関係機関への医師確保の活動を行うとともに、医師住宅を整備するなど、医師が安心して勤務できる環境整備に力を入れ、医師が定着しやすい病院づくりを進めてまいります。

次に、看護師等スタッフの確保につきましては、医療の質の向上と患者さんへのよりよいケアの提供のため、充足、確保に努めるとともに、採用した職員が長く働き続けられるよう、働きやすい職場環境づくりや、専門性を高めるための認定看護師等の育成、資格取得支援にも努めてまいります。また、医事部門の人材確保については、長年外部委託で運営してまいりましたが、委託先での人員確保が困難となったことから、安定した人員確保と医事職員が組織の一員であるという一体感を高めるため、段階的に市職員のみでの体制に変更しております。

次に、地方公営企業法全部適用後の運営上の成果と課題についてであります。令和6年4月1日より地方公営企業法の全部適用となり、事業管理者を設置し、病院運営に関する

広範な権限が与えられたことで、職員の採用や高額な医療機器の購入など、機動的、弾力的な運営が可能となったところですが、経営改善への意識改革が課題となっております。より自律的な運営を行う上では、経営意識の向上が重要になることから、昨年度は院内職員向けの経営状況説明会を2回開催し、医師をはじめ約50人の参加の下、決算状況など、経営についての理解を深めたところです。病院の経営につきましては、新病院の開院、常勤医師の増員などにより、患者数が昨年度より4,000人ほど増加し、診療収益が増収になっているものの、人件費増や物価高騰の影響により費用が増えたことから、全国的な傾向と同様に厳しい状況となっております。今後におきましても、引き続き持続可能な経営を行うため、市立美唄病院経営強化プランに基づき、効率的かつ安定的な経営基盤を確立し、市民の皆様に質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

●13番松山教宗議員 まずお尋ねしたいのは、アルテピアッツァ美唄の整備事業の「情報提供・説明責任について」であります。ただいま答弁をいただきました。市民の将来負担の軽減を図ることを目的に、本整備事業の当初予算への計上を見送った経緯並びに現時点での取組状況については、一定の理解をいたしました。しかしながら、実施設計完了後に本工事に係る予算措置がなされず、なおかつ市民にも議会にも説明がされなかったという状況は、市の予算編成及び情報公開の在り方においては、問題がちょっとあったのかと考えます。工事見送りに関して、市及び議会に対してどのような説明が行われてきたのか。

議会としても予算審議の中で本件に言及できなかった点は受け止めつつも、市民への説明責任をしっかりと果たすべく、今ここで明確な答弁を改めて求めたいと思いますので、市長に伺います。

2点目は、経済振興についてであります。 「経済センサスの結果及び市内事業の概況について」でありますけれども、資料、データ上については理解をさせていただきました。しかし、これは資料データ上のことでありますので、まずは地元経済状況をしっかりと把握し、踏まえることが重要であると考えますし、商工労働部門として、もっと足を使った実態調査や現状把握に努めることも必要かなと考えます。また、商工会議所など、各種団体とのより連携を密に進めていくことも大切であると改めて感じました。そこで今後、人口減少による地元経済消費の縮小化へ進むことが予想されておりますが、これら「経済センサスの結果や市内事業の概況」を受け、課題と成果をどのように分析しているのか、施策上どのように構築していくのか、その考え方を伺います。また、廃業した事業所についてですが、統計上は数値的に把握しているとのことですが、具体的に件数や状況については記憶をされておりませんでした。廃業については、直近では4月末に歴史あるタクシー事業者が廃業いたしました。非常に衝撃を受けたことは、記憶に新しいところでもありますし、これは地域経済の事業所としても、あるいは業種で言うタクシー事業としても、市民はとても不安に感じ、心配しております。単に事業所が減っただけにはとどまらず、交通網としての利便性の不安、さらに

今後の市内交通網が持続可能的であるのかどうか不安であります。そして、特に持続可能な夜間交通環境についても、これらの状況をどのように考えているのか、市長にお伺いします。

3点目は、新市立美唄病院。1点目の今後の展望についてでありますけれども、全国的に自治体病院が8割ほど、経営が極めて厳しい状況ということは承知をしておりますけれども、今後、持続可能な本市の新市立病院運営に向けて、どのように取り組むのか。また、本市の状況を見たときに、地域包括ケアシステムとしても、特に在宅医療、訪問看護がより求められると思われまますので、それら現状と今後の課題についても、市長にお伺いしたいと思います。

●市長桜井恒君 情報提供・説明責任についてであります。アルテピアッツァ美唄の整備事業につきましては、静かに佇み続ける類いまれなる地域の財産としての「アルテピアッツァ美唄」の風景や景観を守り続けるための重要な施策として位置付け、令和3年度から計画的に改修を実施してきたところであります。

しかしながら、昨今における事業費の高騰や財政状況の変化により、慎重な判断が求められる状況となったことから、令和7年度当初予算への計上を見送ったものであります。今後の対応につきましては、適切な時期に、議会をはじめ市民の皆様に対し、丁寧かつ的確な情報提供に努めてまいります。

次に、課題と成果の分析、並びに施策の構築についてであります。本市の地域経済は、少子高齢化や人口減少に伴い、中小企業など

を支える生産年齢人口が減少し、経済規模の縮小が懸念されており、全産業において、人材不足、若者の流出、高齢化といった構造的課題が共通しております。こうした課題に対応するため、美唄地域人材開発センターと連携し、資格取得に係る講座を開設し、受講料の一部を支援するとともに、若者などの起業に向けた知識とスキル向上の場を確保するため、美唄商工会議所と連携して「創業塾」を開催するなど、中小企業等への支援や若者が本市で起業しやすい環境づくりなどに取り組んできたところであります。施策の構築に当たっては、必要に応じて聞き取りなどによる実態の把握や、美唄商工会議所や関係団体とともにしっかり連携し、情報の共有と課題の把握を行い、施策の見直しや新たな対策の検討に努めてまいります。また、夜間交通環境につきましては、市内のタクシー事業者が運転手不足等の経営上の課題を抱える中で、限られた運行台数で営業を行っていることから、引き続き、関係事業者と連携し、現状の課題や対応策の共有を進めてまいります。

次に、市立美唄病院の今後の展望についてありますが、持続可能な病院運営に当たっては、市立美唄病院経営強化プランに基づき、収入確保、費用削減に努め、安定的な経営に向けて取り組んでまいります。中でも病院経営を左右する医師確保は重要であるため、引き続き、日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部の事務局での総合診療医とのつながりを大切にし、診療体制の充実に努めてまいります。また、総合診療医の指導医体制が整い、家庭医療専門研修プログラムにおいて、道立羽幌病院や砂川市立病院の連携病

院として位置付けられたことから、研修医や医大生の臨床実習受入れを積極的に行い、将来的な医師確保に力を入れてまいります。在宅医療については、高齢化が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援が、ますます重要になっており、市立美唄病院では、平成27年度より訪問診療、平成28年度からは訪問看護に取り組んでまいりました。今後は、訪問看護をさらに充実させるため、訪問看護ステーション化を進めるとともに、地域連携相談室が中心となり、介護事業所等との多職種連携を強化し、患者さんが退院後も安心して在宅で療養できるよう、切れ目のない医療・介護の提供に努めてまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員 令和7年第2回定例会において、大綱2点について、市長にお伺いいたします。

1点目は、福祉行政について。

地域福祉の推進として、地域福祉会館について質問させていただきます。

地域活動を活性化したいという思いは、市も市民も同じであります。最近、地域福祉会館を管理運営する地域住民が窮地に立たされているという声を耳にいたしました。第7期美唄総合計画では、最初に「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」の章が配され、地域福祉の推進と地域コミュニティの再構築を掲げ、その中で、地域福祉会館は、地域における福祉の向上及び社会教育の推進を目的として設置し、利用者が安全で快適に利用できるように、町内会で組織される運営委員会を指定管理者に選定し、維持管理を行

わせ、運営は利用料で行うこととなっております。市内には15か所の地域福祉会館がありますが、利用者は、令和5年度において目標値2万8,000人のところ、実績値1万6,590人と60%に満たず、令和6年度に見直された地域福祉計画においては、地域福祉会館の現状と課題を「コロナ禍による利用控えや物価高騰による収支状況の悪化により、安定的な運営に支障をきたしている」とし、方向性を「地域福祉会館は地域の拠点施設であることから、運営の安定化を図るため、利用の増加につながる取組を検討し、運営コストの更なる削減を検討する」としています。確認ではありますが、社会福祉法の第106条第3項第1号に、市町村が行うこととして、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施、その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策」と明記されております。そこで市長にお伺いいたします。

一つ目は、社会福祉法を挙げさせていただいたのですが、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者」というのは、地域福祉会館を運営する地域住民であり、拠点は、地域福祉会館に当てはまります。市長の地域福祉に関するお考え、そして、市として地域福祉会館を活用した地域活性化、安定した運営のためにどのような方策を検討されているのかを伺います。

二つ目は、地域福祉会館の持つ課題は全国的なものであり、各地で調査や検討が進められているようです。神戸市では、利用者が高

齢者に偏っていることが指摘され、多世代交流の推進が課題とされています。福井県の調査では、地域活動の担い手不足や、地域住民の関心の希薄化が問題視されています。宮城県の研究では、コロナ禍のような緊急時の施設運営の在り方も課題の一つとしています。美唄市においても、地域福祉会館の新たな役割を見据えた調査や検討が必要であると考えますが、市長のお考えを伺います。

二つ目に、行財政運営についてであります。4月に明るみに出た元職員の、職員であった時の不祥事については、全国ニュースとなり、市民の関心は大きく、市政に対する信頼は揺らぎ、また市民のために、日々懸命に業務されている市長以下職員の皆様にとっては、この事件が氷山の一角ではないのかと疑いの目を向け、市政報告により逮捕からの流れは時系列で説明を受け、職員に対する指示、業者の処分、入札に関する検討委員会の開催など、不正行為排除の徹底を図るための対応を進めることを確認したということは分かりました。1人の職員のモラルの欠如と一言で片付けられないのが、組織として、また市民と協働する行財政の在り方だと思えます。そこで市長にお伺いいたします。

一つ目は、平成18年に起きた収賄事件から19年、その間、美唄市は入札制度の見直し、職員の倫理規範強化、市民への説明責任、監視体制の強化などに取り組まれたと伺っております。万全を期したつもりが再発となり、その原因は何であろうと考えます。4月18日の道新の記事に市長が「コンプライアンスやモラルを軽視する文化があるという懸念が払拭できないことを共有した」と危機感をあらわ

にし、「対策を進める考えを示した」とありました。美唄市民としては「文化」という言葉に聞き捨てならないものを感じました。事件が個人の問題ではなく、美唄市の文化、美唄市職員の文化だとしたらどうなるのか。その言葉が示す真意を汲みかねましたので、市長がこの事件を受けて思うこと、原因と思われることを伺います。

二つ目は、現在、美唄市のホームページは、どの部署からも赤い文字で「重要なお知らせ」として事件に関するページにリンクし、市長のメッセージが読めるようになっております。逮捕の際には「事実関係の把握に努め、詳細が判明され次第、厳正に対処する」、起訴の際には「信頼回復に職員が一丸となって、全力で取り組んでいく」とおっしゃっております。不祥事の周知が目的なのではなく、事件に真っ向から取り組む市長の気概を示されたものと判断します。事件の真相が明るみになくとも、市長として、現時点での対策の方向性は出ているものと考えますが、市長が今想定しておられる厳正な対処や信頼回復のための取組とは具体的にどのようなことなのかを伺います。

次に、内部統制であります。内部統制報告制度については、令和4年に元議員が一般質問され、今後検討を進めるという答弁をいただいております。その後、令和6年3月に「地方公共団体における内部統制報告制度の導入・実施ガイドライン」が改定され、リスク評価の中に不正に関するリスクが加わり、基本的な枠組みに「地方公共団体のガバナンスと長の役割」や過年度の重大な不備を当年度に把握した場合の取扱いなどが追記され、議

会、長、監査が適切な役割を果たすことが重要であると書かれていました。ガイドラインには、この制度で不正を未然に防げなくても、早期発見にはつながるとしていました。

美唄市監査委員の令和6年度後期定期監査報告書は、今までにない着眼であったと思います。万が一にも魔が差して罪人を作らないために、組織として何をすべきかが書かれていたように思います。そこには、組織的要因の機会、個人的要因の動機や正当化という不正のトライアングルが示されておりました。ご覧になったと思いますが、コンプライアンスやモラルが個人的要因だとすると、不正防止策としては、組織的要因の機会を作らないために、ガバナンス機能を強化するしかありません。民間出身の市長だからこそ、内部統制やリスク管理に厳しい視点をお持ちなのではないでしょうか。現在、内部統制報告制度の導入は、一般市においては努力義務となるということになっておりますが、既に実施している一般市もあります。美唄市としても、この機会に導入し、真っ向から取り組む姿勢を示すことが必要ではないかと考えますが、市長のお考えを伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 地域福祉会館を利用した地域活性化と安定運営についてであります。私は、地域福祉とは、誰もが安心して暮らせるまちづくりの基盤であり、高齢化や単身世帯の増加などにより、地域のつながりの希薄化が進む中で、その重要性は年々増加しており、地域住民が支え合い、互いに助け合いながら暮らしていける仕組みを作ることが自治体の責務であると考えています。これまで、地域福祉会館を拠点とした活動を通じ

て、地域住民同士の交流や支援体制の強化を図ってまいりましたが、昨今は町内会の縮小や人手不足といった課題に直面しています。このため、従来からある町内会活動のほか、多世代が交流できる地域食堂やサロン活動、また、防災に関する事など、多面的に活用できる仕組みづくりを支援していくことで、地域全体が活性化されるとともに、安定した会館運営を続けていけるものと考えております。

次に、地域福祉会館の課題と新たな役割についてであります。地域の現状を踏まえ、課題の把握に努め、住民のニーズや地域特性を分析し、地域福祉会館の将来像を市民の皆様と共有していくことが重要と考えており、必要な施策を進めてまいります。

次に、元職員の不祥事についてであります。これまで、職員に対しては、全体の奉仕者である公務員としての倫理の保持と服務規律の徹底を図るため、美唄市職員倫理規程及び美唄市職員服務規程により、研修や訓示などを通して、自覚を促してきたところであり、こうした中、本市の入札・契約において、このような事件が発生したこと、また、元職員がその事件に関与していたということは、市民の皆さんや地域及び市政運営に対し多大な損害を与えたということであり、市政を預かる最高責任者として、極めて重大な事態であると重く受け止めております。また、公共工事の発注に当たっては、競争性や公平性及び公正性が確保されなければならないものであるということは言うまでもありませんが、この度の元職員の逮捕、起訴は、多くの職員がこれまで築いてきた市民の皆さんとの信頼関

係を一瞬のうちに崩壊させるものであります。今般、このような事件が発生したことについては、重大な事態であると受け止めており、それ以上に、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることが大きな要因の一つと考えており、大きな危機感を持つとともに、対策が必要と考えているところであります。

次に、信頼回復のための取組につきまして、去る4月24日、今後において、入札・契約制度の在り方が問われ、早急な対応が必要になるものと判断して、庁内において、副市長をトップとする「入札・契約制度検討委員会」を開催し、事件の焦点とされている最低制限価格について、現時点における運用の実態と事件の事実関係を中心に改めて共有するとともに、今後、事件の詳細が判明され次第、再発防止策の調査・検討など、不正行為の排除の徹底を図るため、必要な対応をしっかりと進めていくことを確認したところであります。現在、警察による捜査が継続されており、警察からの事件詳細に関する情報提供が皆無であることから、現時点において具体的な対策をお示しすることはできませんが、今後、詳細が分かり次第、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るため、入札・契約事務に係る問題点を調査・検討するとともに、業者との癒着防止に向けた職場体制づくり、職員モラルやコンプライアンスの向上など、早急に検討し、職員一丸となって、市政の信頼回復に努めてまいります。

次に、内部統制制度の導入・実施についてであります。庁内の内部統制の現状としましては、美唄市行政手続条例や美唄市財務規

則、美唄市事務専決規程など、内部管理規程の遵守のほか、総合計画や各個別計画等の進捗管理により、「最少の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治法の趣旨を踏まえ、組織として必要な水準を保ちながら、事務の適正な執行の確保に努めているところであります。道内での導入状況につきましては、総務省によると、法令により制度導入が義務付けられている札幌市が導入済みのほか、制度導入が努力義務とされている道内34市のうち、現在までに導入済みは2市にとどまっており、導入に当たっては、「整備方針の策定」、「課題及び対策の整理」、「対象とするリスクの選定」、「評価及び評価結果の公表」、「組織体制の整備」など、検討課題が多岐にわたるとともに、令和6年3月に改定された総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」では、「ガバナンスの役割」として、議会や監査委員との連携を図り、内部統制を強化することが課題として追記されたことなどから、長期的な視点に立って取り組む必要があるものと考えているところであります。内部統制制度の導入につきましては、各自治体の特性や状況に応じて、計画的に取り組むことが求められているところであり、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の趣旨を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

●3番江川いつみ議員 福祉行政について、地域福祉会館を利用した地域活性化等安定運営についてであります。地域が支え合い、お互いに助け合いながら暮らしていける仕組みを作ることが自治体の責任である。また、従来から行われている町内会や老人クラブ活動

のほかにも、多目的に活動する仕組み作りを支援する、そうすることで多くの方に使われ、安定した運営を継続できるだろうというご答弁をいただいたと理解します。しかし、仕組み作りというものは大変高度なものであると認識しております。地域福祉会館を多目的に活用できる仕組み作りを支援するとは、具体的にはどのようなことを指しているのかを伺います。その際、一言付け加えさせていただきますと、市長は、美唄市民、町内会会員となられて2年半余り、また、市民との対話のために、年間10か所ほどの地域福祉会館で近隣に暮らす方々とお話しされています。支援ではなく、援助の手が必要な町内会や地域福祉会館運営委員会があることもご存じだと思います。従来の集落支援や地域応援チームのような課題の抽出、助言、見守りの支援では足りないのではないかと危惧して、質問させていただきます。

次に、新たな地域福祉会館の役割を見据えた調査や検討の必要性であります。地域福祉会館に新たな役割を定義し、将来像を市民と共有し、地域福祉会館が果たすべき役割を的確に捉えて、必要な施策を講じるというご答弁でありました。これは要望ですが、地域コミュニティ活性化のために、全庁的に地域福祉会館を活用した取組がなされることを期待しております。

次に、行財政運営についてであります。収賄事件の再発の原因対処や信頼回復への取組については、再質問はいたしません。三段論法のような質問を展開したつもりでしたので、内部統制報告制度についてのみの再質問をさせていただきます。

私は、職員の皆さんの多くの方は、公務員としてのコンプライアンスやモラルが欠如しているとは思いません。ましてや文化だとも思えません。そのような文化があるという懸念が払拭できないのであれば、多少、業務量が増えても、長の責任において内部統制報告制度を導入するチャンスではないかと申し上げたかったのです。確かにガイドラインには、内部統制報告制度の導入に関しては、監査委員は、より本質的な体制のために、人的、時間的資源がなければ難しいということも書かれていました。監査委員が2人しかいない現状のままで、取り組むのは厳しいかもしれません。地方自治法第150条第2項に基づいて、内部統制に関する方針を作成した場合も報告は必要になるようですが、導入前に試行的に報告書を作成したり、導入初年度においては、評価項目を限定したりできるようです。市長はこの2年間で、公用車の車検切れや契約不履行など、何度も頭を下げられ、そのたびにコンプライアンスやモラルの欠如について対策を行うと言及されてきました。内部統制報告制度を有効にするためには、長の意識が最も重要なのだそうです。市長の任期は残り2年、民間のマネジメントやリスク管理を生かした体制づくりに取り組んでみてはいかがかと思えます。令和6年度の市政執行方針において、市長はおっしゃいました。「美唄に足りないものの二つ目、それは変化を受け入れる勇気です。現状が停滞している、よくないと分かっている、それを打ち破ろうとするとき、必ず変化を受入れなければなりません。」これは市長の言葉です。私は、行財政運営についても同じことが言えるのではないかと考えており

ます。再度、市長のお考えをお聞かせ願います。

●市長桜井恒君 地域福社会館を多目的に活用できる仕組み作りについての具体的な支援策についてであります。町内会活動経費の一部を助成する「地域つながりサポート事業」による資金面の助成制度活用も含めた支援を行い、単なる助言にとどまらず、地域住民と地域コーディネーター役が一体となって行動していく伴走型支援の構築に努めております。いずれにいたしましても、地域コミュニティの推進役である社会福祉協議会や、地域課題の掘り起こしや調査活動を行っている集落支援員などと協力し、地域の特性・特徴を生かした活用方法の提案を行ってまいります。

次に、内部統制制度の導入についてであります。このたびの不祥事が続いたことは、職員にモラルやコンプライアンスが欠如していることが要因であり、これまで、研修や訓示により取り組んできたことの効果を見る前に、こうした事態が連続して発生したことを残念に思っているところであります。現在、警察による捜査が継続されており、事件詳細に関する情報提供が皆無であることから、今後、詳細が分かり次第、当面は入札に関する不正行為の排除の徹底を図るため、入札・契約事務に係る問題点を調査・検討するとともに、業者との癒着防止に向けた職場体制づくり、職員モラルやコンプライアンスの向上などに努めて、優先的に進めてまいります。また、内部統制制度の導入につきましても、今般の事件等に対する当面の取組を優先しつつ、ガイドラインに基づき、「整備方針の策定」、「課題及び対策の整理」、「対象とするリスク

の選定」、「評価及び評価結果の公表」、「組織体制の整備」など、議会や監査委員との連携を図り、職員の当事者意識を醸成しながら、しっかりとした制度となるよう長期的な視点に立って取り組む必要があるところであり、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、11時05分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時05分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を続けます。一般質問を続けます。

4番海鉦則秀議員。

●4番海鉦則秀議員 令和7年第2回定例会において、大綱1点、商業振興について伺います。

美唄市産業振興計画(第2次)が今年度いっぱいまで策定期間を終えます。この計画の中で、中心市街地はまちの顔として、まち全体の魅力発信、暮らしと消費生活の基盤、地域コミュニティ活動等の拠点としての役割も果たしていくための方策を検討するとあります。このことから、中心市街地におけるコアビバイとその周辺の商業施設の存在はとても大きいものと思います。特に、市内西側に住んでいる市民にとっては、生鮮食品の購入ができる唯一の場所です。また、毎日のように報道されている米についても、美唄では雪冷蔵による雪蔵工房米やハーフ米など、手間を惜しまず、市民に喜んでもらえるよう、安全で安心な良食味米を作っています。今までの価格と比べると高いと感じるかもしれませんが、毎

日の食卓に上がっているもので値上がりしてないものがありますか。値段が上がってなくても中身が減っているなど、全てのもものが値上がりしていると思います。炊き立てご飯に値段をつけるとすると、例えば、玄米5キロ3,500円で試算すると、1合当たり茶碗二杯分になりますが、105円、茶碗一杯50円で食べられることになります。これは本当に高いでしょうか。物価高が続く中ではありますが、なぜ米だけが値段が上がるとこんなに騒がれるのか、とても疑問に思います。話を戻しますが、コアビバイは民間で運営している商業施設ではありますが、地元の商業者やJAびばいが施設内に入り、市民の雇用の面から見ても必要だと思います。何より、新鮮な地元農産物を市民の皆様いち早く提供でき、農業者と商業者が一体となって、生鮮食品、農産物を提供できる場所であり、西側だけでなく、本市の中心となるところだと思います。このため、コアビバイの施設の修繕などにも、市が積極的に関与していくべきと思いますが、このことについて、市長の考えを伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 商業振興についてありますが、協同組合コアびばいは、昭和51年の建設以来、約半世紀に渡って、中心市街地の核となる商業施設として、多くの消費者に親しまれておりますが、その一方で、施設の老朽化に伴う様々な課題や協同組合としての抜本的な経営改善を図る取組が、今後の施設存続への重要な課題であると認識しております。市といたしましては、これまで協同組合コアびばいに対し、地域おこし協力隊の活動として、商業施設に人を呼び込み賑わいを創出するための活動や毎週土曜日の買物バス

の運行などに美唄市中小企業等振興補助金を活用するなど、側面から支援してきたところであり、今後とも、引き続き中心市街地の賑わい創出や商店街の活性化を図るため、支援に努めてまいります。

●4番海鋒則秀議員 新鮮な地元野菜農産物を扱うJAびばいの「もぎたて市」は、朝早くから行列ができるほどの人気です。作っている農家の方たちも、朝収穫したばかりのものを新鮮なまま安く消費者の方に届けて喜んでもらえる。燃料や肥料の高騰も続き、経費も今まで以上にかかっている中ではありますが、消費者の皆さんに喜んでもらえることを楽しみに作っている方がほとんどです。本市にとって、なくてはならないものだと認識しています。協同組合コアびばいの動向に関わらず、今後とも市としても、もぎたて市を残していくべきものだと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

●市長桜井恒君 もぎたて市についてですが、もぎたて市の機能は、食の新鮮さや安全性が保たれているほか、生産者と消費者の結びつきを強める地産地消の推進、食文化の継承などの食農教育、地域経済の活性化、環境負荷の低減など、多岐にわたる魅力を持つ場所であると認識しております。また、美唄市農業協同組合においても、もぎたて野菜をはじめとする地場農産物の販売に注力するとの方向性を示しており、市といたしましても、このような多岐にわたる魅力を持つもぎたて市につきましても、美唄産農産物の魅力を発信する重要な場所であると認識しております。今後におきましても、引き続き、地域おこし協力隊や地域活性化起業人と連携し、

農業協同組合や農業者とのつながりを持った、美唄産農産物のPRや販路開拓などの取組の中で、その魅力を発信してまいりたいと考えているところでございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

1番永森峰生議員。

●1番永森峰生議員 令和7年第2回市議会定例会一般質問にて、大綱3件について質問いたします。

1件目、行財政運営についてであります。

一つ目として、職員による不祥事等の内部統制制度の導入についてであります。同僚議員の質問にもありましたが、一部重なっている部分はございますが、私からも質問させていただきます。

本市の職員による不祥事が、昨年の6月から、車検切れ公用車の運行や土地の賃貸契約上の不手際、さらには今回の汚職事件が発覚し、市民からの市に対する信頼は、危機的状況と言わざるを得ない状況と考えます。市長はその都度、謝罪や対応策を求められている状況であります。今回の汚職事件では、新聞報道に対し「市政に対する信頼を失墜させ、深くお詫びをする。信頼回復に職員一丸となって取り組む。」とコメントを発表していますが、まずは、市長として、市役所の組織として、何が要因で短い期間で起きているのかをどのように分析しているのか。また、市長としてどう認識しているのかを伺います。

次に、内部統制制度の導入についてですが、このことは、令和5年第4回市議会定例会一般質問で、同僚議員が質問しています。答弁としては、「市民から信頼される市政の実現につながると認識し、都道府県や指定都市

の事例を研究する。」としています。本市においては、法的には努力義務ではありますが、私も以前から、この制度の導入の必要性については賛同しているところであり、今後において、市長は、全庁的なガバナンスの強化、コンプライアンスの強化について取り組む姿勢を全市民に示していかなければならないと考えます。まずは、組織的な取組の方向性を示すため、地方自治法第150条第2項に基づき、内部統制に関する方針を策定し、法に基づく体制整備に早急に取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

二つ目として、行財政改革についてであります。私は、令和7年第1回市議会定例会一般質問にて、財政状況の認識について質問しましたが、答弁として「中長期的には、長引く地域経済の低迷や人口減少に伴い市税収入及び地方交付税は減少していくと予想する。一方、歳出は、社会保障関係経費の増大、公共施設やインフラ施設の老朽化対策などの財政需要は高まる」とし、「厳しい財政運営を余儀なくされる」と認識を示しております。また、「事務事業の質的転換と新たな歳入確保策を講じるなど、未来志向の行政改革に取り組む」としていますが、事務事業の質的転換、新たな歳入確保とは具体的にどのようなものを想定しているのかを伺います。また、既存の市税や市営住宅使用料をはじめとした税外収入の収納対策、特に滞納繰越分の収納対策についても具体的にどのように進めていくのかを伺います。さらに、市政報告で、令和6年度の決算概要が示されましたが、結果として、財政調整基金繰入額を超える4億403万8,000円の黒字となったということであり、歳出にお

いて効率的な事務執行により、不用額が生じたことを要因としていますが、不用額については、毎年、ある程度出るものと認識していますが、財政調整基金3億円を取り崩す専決をする時点、3月31日での支出負担行為額総額について、どの程度把握していたのか。市民に影響を及ぼすような支出負担の抑制などはなかったのか。決算見込みでは、どのような状況であったのかを伺います。

2件目についてであります。地域医療について、市立美唄病院についてであります。

市政執行方針の中では、診療体制の充実を図るため、当該医科大学と連携を深め、総合診療医との関係性を築き、臨床実習生や研修医の受入体制を整備し、医師の確保につなげるとしていますが、魅力ある病院にしなければなかなか来ないのではないかと思います。どのようにして受入体制を整備していくのかをソフト面・ハード面など、具体的に説明してください。

また、信頼される病院づくりのため、ホームページを充実させ、病院の情報をタイムリーかつ分かりやすく発信し、市民とのコミュニケーションを深めるとありますが、ホームページを確認しましたが、従来からのものや、内容の更新がされていないものが目立ちますが、新たなものを発信するのであれば、どのような内容のものか説明してください。

さらに、在宅医療の推進では、訪問診療や訪問看護の体制を強化するとしています。私も患者に寄り添った医療は、大切であり、重要と考えております。そこで、3月末の状況で、訪問診療・訪問看護の今後の目標とする、あるいは、可能とする患者数はどのくらいを見

込んでいるのかを伺います。

3点目について、教育行政についてであります。

豊かな心の育成についてであります。教育行政方針では、「道徳教育において、豊かな人間性・社会性を育む「心の教育」を推進する」とし、ピア・サポート等の取組を通して、自尊感情や自己有用感、思いやりの心を育み、誰もが自己の成長を実感し、達成感の持てる授業づくりに取り組むとしています。日本ピア・サポート学会の定義としては、「学生達の対人関係能力や自己表現能力等、社会に生きる力が極めて不足している現状を改善するための学校教育活動の一環として、教職員の指導・援助の下に、学生たち相互の人間関係を豊かにするための学習の場を各学校の実態に応じて設定し、そこで得た知識やスキルをもとに、仲間を思いやり、支える実践活動をピア・サポートと呼ぶ。」としていますが、本市においても、仲間に入れない、学力不振など、様々な悩みを持った児童生徒がいるのも実態であり、いじめや不登校などが生じていますが、保護者等においても、そのことが要因で、悩み苦しんでいるのも実態ではないかと考えております。教員についても、どう対応できるのか、苦悩しているのではないかと推察するところでもあります。そこで、児童生徒同士、保護者等同士、教員を含め相互に支え合い、課題解決に向けた活動に取り組んでいくということなのではないでしょうか。同じ境遇に置かれている人と体験を共有できることで、不安や孤独感を和らげることができるとよく聞きます。そこで、どのような場を設定し、どのような形態で取り組んでいこうとしているのかを具

体的に説明してください。

●市長桜井恒君(登壇) 職員による不祥事と内部統制制度についてであります。初めに、市役所の組織としての要因分析と認識につきましては、これまで職員に対しては、全体の奉仕者である公務員としての倫理の保持と服務規律の徹底を図るため、美唄市職員倫理規程及び美唄市職員服務規程により、研修や訓示などを通して、自覚を促してきたところであります。こうした中、今般、本市の入札・契約において事件が発生しましたこと、また、本市職員等による不祥事が短期間に連続して発生していることにつきましては、市民の皆さんや地域及び市政運営に対して多大な被害を与えたということであり、市政を預かる最高責任者として、極めて重大な事態であると受け止めております。また、公共工事の発注に当たっては、競争性及び公平性及び公正性が確保されなければならないものであることは言うまでもありませんが、この度の元職員の逮捕、起訴は、多くの職員がこれまで築いてきた市民の皆さんとの信頼関係を一瞬のうちに崩壊させるものであります。今般、このような事件が連続して発生したことについては、重大な事態であると受け止めており、それ以上に、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることが大きな要因の一つと考えており、大きな危機感を持つとともに、対策が必要と考えているところであります。

次に、庁内の内部統制の現状としましては、美唄市行政手続条例や美唄市財務規則、美唄市事務専決規程など、内部管理規程の遵守のほか、総合計画や各個別計画等の進捗管理に

より、「最少の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治法の趣旨を踏まえ、組織として必要な水準を保ちながら、事務の適正な執行の確保に努めているところであり、道内での導入状況につきましては、総務省によると、法令により制度導入が義務付けられている札幌市が導入済みのほか、制度導入が努力義務とされている道内34市のうち、現在までに導入済みは2市にとどまっており、導入に当たっては「整備方針の策定」、「課題及び対策の整理」、「対象とするリスクの選定」、「評価及び評価結果の公表」、「組織体制の整備」など、検討課題が多岐にわたるとともに、令和6年3月に改定された総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」では、「ガバナンスの役割」として、議会や監査委員との連携を図り、内部統制を強化することが課題として追記されたことなどから、長期的な視点に立って取り組む必要があるものと考えているところであり、内部統制制度の導入につきましては、各自治体の特性や状況に応じて、計画的に取り組むことが求められているところであり、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の趣旨を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。また、事件が発生したことを受けまして、短期的かつ早急な対応としましては、現在、警察による捜査が継続されており、警察からの事件詳細に関する情報提供が皆無であることから、現時点において具体的な対策をお示しすることはできませんが、今後、詳細が分かり次第、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るため、入札・契約事務に係る問題点を調査・検

討するとともに、業者との癒着防止に向けた職場体制づくり、職員モラルやコンプライアンスの向上など早急に検討し、職員と一丸となつての信頼回復に努めてまいります。

次に、行財政改革についてであります、本市では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市税収入や地方交付税の減少は避けられず、一方で、社会保障関係経費の増加や公共施設・インフラの老朽化対策といった財政需要の高まりが見込まれております。このような厳しい財政状況の中でも、市民サービスの維持・向上を図るためには、限られた財源を最大限に有効活用しつつ、歳入確保と歳出の見直しの両面から、不断の行財政改革を進めることが不可欠であると認識しております。私はこのような認識の下、市長就任以来、「事務事業の質的転換」を重要方針に掲げ、単なるコスト削減ではなく、事業の目的や手法を根本的に見直すことにより、社会の変化や市民のニーズに対応した行政サービスへの転換を進めてまいりました。特に、行政の効率化とサービスの質の向上を両立させる手段として、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に注力しており、スマートフォンを活用したオンラインによる手続や、「書かないワンストップ窓口」の導入について、本年度中の実装を目指し準備を進めているところがあります。この取組により、職員の業務負担の軽減とともに、市民の利便性向上が期待されることとあり、来年度以降についても、民間事業者との連携を強化しつつ、効率的かつ質の高いサービス提供を目指してまいりたいと考えております。また、「新たな歳入確保策」としましては、ふるさと納税の増収に向

けた返礼品の充実や情報発信の強化はもとより、地域資源や観光資源の活用、企業誘致や地場産業の振興による課税基盤の強化、未利用財産の売却・貸付による有効利用、さらには国や道の補助制度の活用、官民連携による収益事業の創出など、多角的な観点からの検討が想定されるところです。市税や市営住宅使用料などの税外収入の収納対策につきましては、収納率の向上が財政の健全化に極めて重要であるとの認識の下、これまで、納期内納付の周知や納付環境の整備、滞納者への文書・電話・訪問による丁寧な催告、分納相談へきめ細やかな対応などを行っているほか、一定の効果が見込まれる案件については、財産調査を行った上で、給与や預貯金等に対する差押えなど、法的手続きへの移行についても厳正に実施しております。今後におきましては、現在進めている庁内デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組の中で、AIなどのデジタル技術を活用した収納対策の強化についての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和6年度決算における支出負担行為額の把握状況につきましては、3月中旬に実施した全庁調査に基づき、各部局からの報告を集計・精査し、3月31日時点の歳出見込み額を算定しております。その際、契約済事業や執行見込みのある経費について、可能な限り正確な積算に努めておりますが、国・道の補助事業の精算時期のずれや執行状況の変動などにより、完全な把握には一定の限界があるのが実情であります。不用額につきましては、議員ご指摘のとおり、毎年度、3月時点の見込みと実際の決算額に差異が生じることは想定

されており、その主な要因としては、補助事業確定に伴う人件費の振替や、生活保護費等の予算規模の大きい扶助費における執行残が挙げられ、令和6年度においても、こうした要因による不用額が生じたところであります。なお、市としましては、計画的かつ効率的な事務執行を基本とし、必要な事業は着実に実施しており、市民サービスに影響を与えるような支出の抑制は行っていないところです。財政調整基金の繰入専決処分と決算見込みの状況につきましては、令和7年3月末時点で約2億5,000万円の収支不足が見込まれたため、効率的な執行のみでは均衡が困難であると判断し、翌年度の予算執行に必要な留保財源も考慮の上、3億円の基金繰入れを専決処分により実施したものであります。しかしながら、先ほど申し上げた不用額やふるさと納税寄附金の増加などにより、最終的には約4億円の黒字決算となったものであります。今後におきましては、こうした実績を踏まえ、より精度の高い収支見通しの把握に努めてまいります。

次に、市立美唄病院についてであります。初めに、研修医等の受入体制についてありますが、実効性のある取組として、将来の地域医療を担う若手医師に「この病院で学びたい」と思ってもらえるような、魅力ある受入体制を整備することが不可欠であると考えております。現在、ソフト面の整備につきましては、令和6年度採用の医師2人が、総合診療の認定指導医資格を持ち、指導医として豊富な経験があることから、研修医にとって魅力ある指導体制が整ったものと考えております。また、当院の研修プログラムは、総合診療の研修医を受け入れるための家庭医療専門

研修プログラムとなっており、新たに道立羽幌病院、砂川市立病院の連携施設として位置付けられ、研修医の募集を行っているところです。一方、ハード面につきましては、総合診療医の研修に必要な医療機器等は整備されているところですが、必要に応じて指導医と相談し、整備してまいります。また、研修先に選ばれる病院として、住まいの確保も重要な要素と考えており、今後、生活環境の充実に努めてまいります。なお、本年5月より1か月ほど札幌医科大学6年生の臨床実習生を1人受入れたところであり、こうした実績を積み重ねることで、将来の美唄の医療を担う医師の確保につながるものと考えております。

次に、ホームページの充実につきましては、本年5月末に全面リニューアルし、広報紙「メロディー」6月号でお知らせしたところであり、順次、市の関係記事のリンクについて変更を進めているところです。新しいページでは、トップ画面のボタンを大きく表示し、利用者が選択する際の利便性を高めたほか、最も検索されることが多いと思われる、診察スケジュールや医師のプロフィールなどを掲載したところです。こうした工夫により、患者さんが事前に情報を入手し、安心して受診することができるものと考えております。

次に、令和6年度末の在宅医療の年間実績としましては、訪問診療が延べ316件、訪問看護が延べ1,338件となっております。また、今後の目標につきましては、市立美唄病院経営強化プランにおいて、令和9年度目標値を訪問診療600件、訪問看護2,920件としているところです。今後、高齢化が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援が、ますます

重要になってくることから、医師、看護師の人員体制を確保するとともに、訪問看護をさらに充実させるため、訪問看護ステーション化を進めてまいります。また、地域連携相談室が中心となり介護事業者等との多職種連携を強化し、患者さんが退院後も安心して在宅で療養できるよう、切れ目のない医療・介護の提供に努めてまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) ピア・サポートの取組についてであります。学校におけるピア・サポート活動は、教師の指導・援助の下、子どもたちがお互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関係を育むために行う学習活動であり、支持的・親和的な学級集団作りを目指しております。教育委員会といたしましては、少子高齢化や核家族化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、子どもや学校取り巻く環境が急激に変化し、地域社会が当たり前のように担ってきた支えあいが希薄になってきている中、ピア・サポート活動は、子どもたち相互の人間関係をより豊かなものにし、より良い仲間づくりや、異なる価値観を受入れてくれるといった心理的安全性を確保することにつながると考え、ピア・サポート研修を各学校で実施しているところであります。取組の具体としては、学級活動の時間をはじめ、学校行事や様々な教育活動の中で、「コミュニケーションスキルを学ぶトレーニング」や「そのスキルを活用して他者の支援を行うサポート活動」を行っているところであります。また、現在行っているピア・サポートの取組は、児童・生徒に対する取組であり、教職員同士、保護者同士を対象とした取組は実施していないところであります。

●1番永森峰生議員 1件目については、行財政運営についてでございます。内部統制の導入についてであります。

今般、職員による不祥事が連続した要因としては、職員の公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることが大きな要因だとしております。どうすれば全職員のモラルやコンプライアンスを醸成できるのか。これまでも、美唄市職員倫理規程や美唄市職員服務規程により、研修や訓示を通して自覚を促してきたとありますが、残念ではあります。職員全員には意識の醸成がされてこなかったということ認めざるを得ないと考えます。そこで、私は職員全員に意識を持たせるためには、法に基づいた内部統制制度を導入することで、業務を遂行するためには、常にリスク管理を意識し、システムに沿って遂行していくことになり、必然的に意識せざるを得ない状況が生じるのではないかと考えます。法に基づいた内部統制制度の導入には、一定の時間を要することは認識しておりますが、是非とも、市民のためにも、職員のためにも、前向きに検討していくことを求めますが、市長の見解を伺います。

次に、行政改革についてであります。

1点目は、市税や市営住宅使用料などの税外収入の収納対策であります。滞納者への文書・電話・訪問催告や分納相談による対応、市税等においては、給与や預貯金等の差押としており、収納率の向上が、財政の健全化に極めて重要としております。そこで、市税については、大口滞納者を対象に競売の実施。市営住宅使用料などの非強制徴収公債権や私債権については、支払督促の手続きを取るなど

の一步踏み込んだ収納対策を進めていくことが重要と考えます。

2点目は、今回、提示された決算概要についてであります。財政調整基金を取り崩し、結果的には4億403万8,000円の黒字となりましたが、令和7年3月末時点では、2億5,000万円の収支不足が見込まれたので、3億円の財政調整基金を繰入れたとしております。結果としては、繰入れがなくても約1億円の黒字が出たこととなります。つまり、3億5,000万円の誤差が生じたこととなります。説明では、3月に実施した全庁調査により、各部局からの報告を集計したとありますが、あまりにも、各部局を含め、決算見込みがお粗末と言わざるを得ないと考えます。今後、より精度の高い収支見通しの把握に努めるとしてはありますが、全庁的に、財政状況の認識を徹底させることが重要と考えますが、これらについての市長の見解を伺います。

最後に3点目になりますが、教育行政、豊かな心の育成についてであります。ピア・サポートの取組についてであります。具体例として、学級活動の時間をはじめ、学校行事や様々な教育活動の中で、「コミュニケーションスキルを学ぶトレーニング」や、その作りを活用して、他者支援を行うサポート活動を行っているとしておりますが、行っている内容については理解したのですが、実際にどのような場を作り、実践をしているのかを実践例を挙げて説明してください。また、教員同士、保護者同士を対象とした取組は実施していないとのことですが、不登校などに悩む保護者、教員について、同じ境遇に置かれている、あるいは過去に経験がある方々を対象

に経験談などを通じ、語り合える場があれば、少しでも不安感や孤独感が和らぐのではないかと考えています。1人で悩むことのないよう、みんなで支え合うような場を設定することはできないものか。教育長の見解を伺います。

●市長桜井恒君 内部統制制度の導入についてであります。この度の不祥事が続いたことは、職員にモラルやコンプライアンスが欠如していることが要因であり、これまで、研修や訓示などにより、取り組んできたことの効果を見る前に、こうした事態が連続して発生したことを残念に思っているところであります。現在、警察による捜査が継続されており、事件詳細に関する情報提供が皆無であることから、今後、詳細が分かり次第、当面は、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るため、入札・契約事務に係る問題点を調査・検討するとともに、業者との癒着防止に向けた職場体制づくり、職員モラルやコンプライアンスの向上などについて優先的に進めてまいります。また、内部統制制度の導入につきましては、今般の事件等に対する当面の取組を優先しつつ、ガイドラインに基づき、「整備方針の策定」、「課題及び対策の整理」、「対象とするリスクの選定」、「評価及び評価結果の公表」、「組織体制の整備」など、議会や監査委員との連携を図り、職員の当事者意識を醸成しながら、しっかりとした制度となるよう長期的な視点を持って取り組む必要があるところであり、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革についてであります。初めに、収納対策につきましては、地方自治体が持続可能な行政運営を行っていく上で、

必要な歳入を確実に確保することは極めて重要であり、特に、市税や市営住宅使用料など、市民の皆さんからいただく貴重な財源は、安定的な財政基盤の構築に欠かせないものとなっております。これらの公的負担は、地域全体で支え合う仕組みによって成り立っており、納付義務を果たしていただいている方との公平性を保つという観点からも、適正な債権管理と収納対策の徹底が求められているものと認識しております。今後におきましては、滞納額が高額であるケースや長期化している事案を重点的に、より実効性の高い対策を検討するとともに、市営住宅使用料などの債権についても、支払督促や訴訟手続の活用など、より強固な債権管理体制の構築を図り、こうした取組を通じて着実な歳入の確保と、受益と負担の公平性を維持し、市民の皆さんに信頼される財政運営の実現を目指してまいります。

次に、庁内における財政認識の徹底につきましては、財政の健全性を確保するためには、単年度の黒字・赤字といった短期的な収支にとどまらず、中長期的な視点からの見通しが不可欠であると考えております。こうした観点から、財政の状況や課題についての共通認識を庁内全体で共有することが重要であり、各部局においては、予算執行に当たっては、市全体の財政状況を十分に理解し、その影響を踏まえた責任ある対応が求められるものと認識しております。今後におきましては、収支見通しの精度の向上に取り組むとともに、財政部局により定期的な財政状況の説明などを通して、庁内での財政に関する認識と危機意識の一層の醸成に努めるなど、全庁的な連

携の下、自治体としての責務を果たす体制の強化に努めてまいります。

●教育長石塚信彦君 ピア・サポートの取組の具体例についてであります、「コミュニケーションスキルを学ぶトレーニング」につきましては、例えば、学級活動の時間に「自分がうれしく感じた言葉」や「傷ついた言葉」について話し合ったあと、「自分がうれしく感じた言葉」を学級の中で子どもが相互に使い、相手の反応や自分が感じたことを共有し、どのような場面で生かせるかを考えるという取組があります。また、「そのスキルを活用して他者の支援を行うサポート活動」については、例えば、清掃活動の中で、「自分がうれしく感じた言葉」を使いながら、班員が相互に支援し合い、気持ちよく、きれいに清掃活動を行うという取組があります。教職員を対象とした取組につきましては、日常的にポジティブなコミュニケーションを意識させ、同僚性を重視した職場づくりを推進し、不安等の解消に努めております。また、保護者につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動について、学校だよりやホームページ等で、全家庭に周知しているところであり、個別の相談によって不安等の解消に努めているところでもあります。今後についても、保護者からの要望に応じて、新たな対応も検討してまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

10番森明人議員。

●10番森明人議員 令和7年第2回定例会において、大綱2点お伺いいたします。

観光行政について、電気自動車、EV充電設備についてお伺いいたします。

近年、全国各地で電気自動車に対するEV充電施設が、市役所、スーパー、商業施設、高速道路、道の駅、自動車ディーラー、ホテル、公共施設等に設置されているものを多く見かけます。これは、地球温暖化対策、大気汚染対策の一環として環境問題への配慮、エネルギー効率の向上、そして国策による後押し等、様々な要因が複合的に作用しております。また、世界規模で化石燃料への依存度低減、再生可能エネルギーを強く訴えているところでもあります。我が国においても、2035年までにガソリン車の新車販売を原則禁止する方針で進んでおります。これは2050年、カーボンニュートラル実現に向けた取組の一環で、環境負荷の低減を目指すもので、2035年以降の新車販売は、電気自動車(EV、PHV、FCV)に移行の予定となっております。以上を踏まえ、全国各地で電気自動車に対応するEV充電施設が充実してきております。本市において、残念ながら、私が見る限り充電施設の看板を見る機会がありません。EV充電施設の利便性の向上により、電気自動車を利用する観光客が訪れやすくするために、観光促進や地域の経済効果が期待されます。美唄市の主要な道路、特に交通量の多い12号線、さらに道道美唄富良野線の改修によって、地域へのアクセスが改善されていることも、流入人口の増加の要因の一つとして期待しているところでもあります。

そこで質問ですが、美唄におけるEV充電設備の現状をお伺いします。2点目、電気自動車充電施設についての市長の考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、教育行政について、お伺い

たします。「ラーケーション」導入について、お聞きいたしたいと思います。

近年、全国でラーケーションが注目されております。ラーケーションとは、「ラーニング」学ぶと、「バケーション」休暇を掛け合わせた造語であります。全国の一部の自治体が導入する自主学習活動の一種で、平日に学校を休んでも、欠席扱いにならないのが特徴であります。これは国の制度ではなく、自治体が独自に判定するもので、令和5年度から全国のいくつかの自治体で取組が始まった新しい制度で、名称や目的、ルールは各自治体によって異なる制度であります。ラーケーション制度に至る背景であります。コロナ禍を機に、社会全体のデジタル化が急速に進展、世界の働き方の多様化が一気に加速し、お客様の会社へ行く営業活動が急激に減り、テレワークなどで自宅で勤務することが増え、家族との時間が増えたというケースがアンケート調査で分かっております。令和5年4月には、内閣府が公表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識、行動の変化に関する調査」において、「コロナ禍にて増加した家族との時間を保ちたいと思うか」という問いに対し、93.3%の方が「保ちたい」「どちらか」と保ちたい」と回答しております。そのような状況下の中、コロナが5類になり、生活がコロナ禍前に戻りつつある現在、家族との時間をどのように確保していくのが課題になっております。日本教育新聞の調べによりますと、土曜日に働いている人が約45.5%に上り、日曜日にも約30.4%が働いております。土日に子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭が多いことが分かります。ラーケーシ

ョン制度ですが、就学児童を抱え、サービス業、農業、観光業に従事している保護者にとって、子どもたちとの時間を作ることは大きな課題となっております。このような中、全国のいくつかの自治体で始まったのが、大人の働き方改革と併せ、子どもの学び方を工夫したラーケーションという制度であります。平日の休みしかとれない保護者の休みに合わせ、児童・生徒が平日に学校を休み、保護者などと一緒に体験や探求、学びを企画、実行できる日として設定することができ、様々な活動が行えます。また、学校外での自主学習活動として、全校行事などの日を除き、事前申請で、自治体により違いもありますが、年間2日から5日まで取得でき、欠席扱いにはならず、出席停止、忌引等と同じ扱いになり、欠席扱いとみなされず、休暇をした分の授業は、家庭での自習で補うとしております。通常の土日、祝日の休日に休むことが困難な保護者家庭においても、学校の授業だけでは得られない特別な学びの場の拡充、経験を得やすくするラーケーションについて3点質問したいと思います。

ラーケーション制度の導入自治体数及び小中学校数をお伺いします。

2点目、ラーケーション制度のメリットや課題をお伺いしたいと思います。

3点目、ラーケーション制度について、本市の小中学校導入の考えをお伺いしたいと思います。

●市長桜井恒君(登壇) 電気自動車の充電設備についてであります。本市における電気自動車充電設備の数は、民間事業者が設置している1か所となっております。また、電気自

動車充電設備のメリットについては、電気自動車を活用して、本市を訪れる観光客に対しての利便性の向上、観光客の誘客促進などの経済効果が期待されるところであります。一方、日本自動車販売協会連合会によると、全国における電気自動車の普及率は、2023年で約2%弱と低く、その原因としましては、一般的に電気自動車はガソリン車に比べて車両価格が高いことや、車種の選択肢が限られていることなどが挙げられています。こうした状況下において、公共施設や観光施設への充電設備の設置については、電気自動車の普及率や周辺市町村における充電設備の設置状況に注視しながら、必要な対応を検討してまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) ラーケーションの導入についてであります。初めに、全国におけるラーケーション制度導入市町村数及び導入自治体数等に関する明確な統計データは公表されていないところであります。都道府県単位では愛知県、茨城県、山口県が導入しており、大分県別府市、栃木県日光市、沖縄県座間味村などで導入していると伺っております。

次に、導入におけるメリットや課題につきましては、メリットについては、ラーケーションの導入によって、働く保護者が子どもたちと過ごす時間が増えることや、子どもの学校外における新たな学習機会の創出につながるなどのメリットが期待されています。また、課題については、様々な家庭の事情により、ラーケーションの制度を活用できる子どもとできない子どもが混在し、家庭の状況により格差が生じたり、ラーケーションを利用した

ことにより、子どもの学習に遅れが生じたりするなどの課題も指摘されております。

次に、小中学校への導入の考えにつきましては、ラーケーション制度の導入については、現段階では考えておりませんが、今後、道教委の動向や道内の自治体の取組状況なども参考にしながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

●10番森明人議員 まず、電気自動車充電設備についてなんですけども、本市において、民間業者が設置している急速充電ではなく、普通充電スポット(200ボルト)が1か所というのが分かりました。この200ボルトの充電設備は充電に相当数の時間がかかり、自動車の電気料が4分の1程度の場合、満充電まで10時間以上かかります。ちなみに北海道35市の中で、急速充電施設がない市は、空知に集中しておりますが、美唄、夕張、芦別、赤平、歌志内の5か所で、人口1万人以上の市でないのは、美唄市と芦別市の2か所になっております。また、岩見沢から日本一長い直線道路を挟み、砂川市の40キロメートルの間に急速充電施設が全くなく、30分で約70%以上充電できる急速充電施設が欲しいところでありまして。そこで、全国の充電施設の推移であります。平成24年4月から平成25年の3月の1年間で約4,500拠点増加し、3月現在、2万5,890か所となっております。近年かなりハイペースで設置が進んでおる状況であります。ここ数年増えてきているのが都市では少ないものの、地方においての電欠、電欠とは充電がなくなることと言います。車が動かなくなり、JAFや傷害保険のロードサービスを利用し、充電スポットまで搬送するという事例が大変多くなっ

てきております。冬季の電欠においては、人命にも関わることもあります。現在、美唄市は毎年人口が減っております。人口を増やすことは非常に難しいです。美唄市もいろいろ取り組んでおりますが、充電設備のインフラ整備で流入・関係人口をプラスアルファ、増やすことは可能であると考えております。流入・関係人口が増えると地域経済の活性化、労働力の確保、新たな視点の導入、そして地域文化の維持発展など、様々なメリットがあると思います。

そこで最後に質問したいと思います。国の補助金を使い、急速充電設備又は200ボルトの普通充電設備を今一度考えていただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

次に、ラーケーションについて再質問させていただきたいと思います。ラーケーション導入学校数についてであります。愛知県だけを見ても、高校を含んでおりますが、令和5年9月から愛知県内で14市町に導入され、令和6年1月までに愛知県内全54市のうち名古屋市を除く53市町村の計1,003校の実施を予定と急激に導入校を増やしております。この数字を見て、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、課題についてであります。様々な家庭の事情により、ラーケーション制度を活用できる子どもとできない子どもが混在し、家庭の状況により格差が生じるとありましたが、ラーケーション制度は、保護者と地域に出て、多くの人と交流するといった社会とつながる体験的・探求的な学びの機会の確保だけでなく、家庭内において、保護者との会話をする時間を作ることで、自身の思いや悩

み等について、保護者と一緒に考え、今後を見つめる機会を作ることもできるのであります。また、ラーケーションを利用したことにより、子どもの学習に遅れが生じるなどの課題であります。生徒自身が家庭での自習によって遅れを補う必要がありますが、学校によりタブレットなどを使い、授業の流れなど、教員から送られてくるところもあります。学習の遅れが生じるなどの課題で確認したいのですが、今現在、市内の学校現場において、様々な理由で休んだ生徒に対し、受けられなかった授業のフォローはどのようにされているか、具体的な配慮は各学校・教員で様々だと思いますが、本市の対応をお伺いしたいと思います。

3点目、ラーケーション制度の導入についてであります。現在人口減少や少子高齢化が急激に進行している一方、社会経済がこれまで以上にグローバル化し、インターネットを活用したビジネスが進展するなど、予測不可能な時代を迎え、従来の価値観から転換を求められてきております。このような事態を新たな発想で挑戦する気概を持つていくためには、多くの人と交流し社会とつながる体験的・探求的な学びの確保が重要と認識しているところであります。近い将来、北海道、道教委において、ラーケーション制度が発信されることが予想されます。本市においては、今から調査研究をし、ラーケーション制度がスムーズに進むよう準備していただきたいと思いが思いますが、教育長にお伺いしたいと思います。

●市長桜井恒君 電気自動車充電設備についてであります。公共施設や観光施設への充

電設備の導入に当たっては、急速充電設備導入の場合、設備の総出力によって異なりますが、最大600万円を上限とした国の補助メニューがあるものの、一方で、導入に当たっては、1,200万円程度のイニシャルコストと電気代や管理費としての年間100万円以上のランニングコストを要するものと試算しているところであり、また、200ボルト普通充電設備の場合、導入コストは急速充電設備と比較し、安価ではありますが、充電に時間がかかることから、設置数を含め、様々な点について調査分析が必要であると考えております。このことから、将来の関係人口・交流人口の増加や地域経済の活性化を目指すため、導入に当たっては、持続可能な設備となるよう設置場所や費用対効果について、十分検討してまいります。

●教育長石塚信彦君 ラーケーション制度についてであります。初めにラーケーション制度につきましては、愛知県が提唱し、名古屋市以外の自治体で導入されており、今後、名古屋市や他の自治体の普及の状況により、この制度を導入する自治体は増加していく可能性があるものと考えております。

次に、欠席による学習の遅れに対する対応につきましては、感染症の出席停止や忌引きなどで児童生徒が学校を休んだ場合は、基本的にその間は学習プリントやA Iドリルを通じた家庭学習で補うことになっております。ただし、分からない問題などの申出があった場合には、都度個別に対応しているところであります。

次に、ラーケーション制度の導入に向けた調査研究につきましては、今後、先進自治体

での効果や課題が検証されていくと思っておりますので、教育委員会といたしましては、他自治体の状況や道教委の意向を注視してまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前 12 時 17 分 延会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____